

城陽市障がい者自立支援協議会

第5回 サービス調整検討部会報告書

平成 24 年 5 月 28 日

報告者 部会長 障害者生活支援センターはもにい 内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 24 年 (2012年) 4 月 25 日
場 所	城陽市役所 第4会議室
出席者	城陽市福祉課, 南京都病院, 障害児(者)地域療育支援センター ういる 障害福祉サービス提供事業所 (障害者支援施設あんびしゃ, 城陽作業所, 城陽市社会福祉協議会訪問介護センター, 指定居宅介護事業所チャレンジ, ものづくりスペースみんななかま, 知的障害者デイサービスセンターあつぷ, 身体障害者デイサービスセンターすいんぐ)
検討課題	○ショートステイを繋いで利用し生活している事例を検討 ○サービス利用計画書の作成とモニタリングを進めるに当たって踏まえておくこと

【議事録】

1. 自己紹介
2. 事例検討

ショートステイを利用して生活しているケース事例
(知的障がいのある 20 歳代利用者)

同居していた両親が他界。兄弟はいるが、仕事があり十分に面倒をみることが出来ない。てんかん発作があることや生活力を考えると一人暮らしは難しい。日中は障害福祉サービス事業所に通所し、通所後はショートステイを利用している。ショートステイの利用はほぼ毎日であることから、ショートステイ事業所 1ヶ所では対応ができず、2~3ヶ所を転々としている。帰宅するのは、兄弟が受け入れられる週末など。その状態が長期化している。

検討内容

- 相談の中心となる人物として

相談の中心となる人物は、ショートステイ利用が長期化しないように配慮し、グループホームが見つかるまでなど期間を設定して、個別ケア会議を行い支援の内容やサービスを見直す。ショートステイは施設入所やグループホームと違い、お客さんあつかいになりやすい。お客さんあつかいになると、利用目的や本人の背景、生活支援全体の方向性などを理解せず、ただ単に泊りに来ているという意識になりやすい。ショートステイ利用が、事業所を転々として長期化すると、利用者は落ち着かず、精神的に不安定になる。グループホームなどの受け入れ先が決まるまでの間、利用者の気持ちも支えていかなければならないことから、できるだけ同じ場所で生活できるよう

にする。そして、ショートステイ利用者がお客さんあつかいにならないよう、ショートステイ事業所や関係機関に利用者の情報や現状を念入りに伝えることが重要になる。

そのことにより連携がスムーズにいくと、利用者は人との関係で気持ちを繋ぐことができるのではないか。また、利用者が自分の将来のイメージがもてるよう、グループホーム体験などを進めていくことも利用者の意欲に繋がるのではないか。

○ グループホーム・ケアホームの空きがない。

グループホーム・ケアホームでショートステイができればいいが運営上難しい。多機能、複合型機能をもつグループホーム・ケアホームができればいい。城陽市自立支援協議会専門部会の中で作っていく話し合いができないか。

○ ショートステイの考え方の変化

ショートステイの在り方について、以前は家族のリフレッシュのためや、親亡き後の入所経験として、また、人と関わりをもたず家にいる利用者の行き場として利用されてきた。現在は地域で家族と生活するための行動改善や、生活訓練を目的として利用するようになった。ショートステイ利用者がお客さんあつかいになった背景に、入所利用者の利用期間が長過ぎる現実がある。入所は、本来通過点の位置づけである。現在の考え方は、地域生活に移行している。入所施設側にもショートステイ枠を広げるなど、歩み寄ってもらって連携が取れたらいい。

3. サービス利用計画書の作成とモニタリングを進めるに当たって踏まえておくこと

○ 個別支援計画を作成している事業所に留意点を聞く

計画は本人の背景等を理解し、本人が希望する将来像と一緒に目指していくもの。本人のよりよい暮らしではなく、職員の支援日誌にならないように気をつけ、利用者主体にすること。利用者 と職員の計画を分けておくことも一つの方法。理想を大きく膨らませ過ぎず、長期目標・短期目標を設定し、初めの段階から現状は良くなっているということを少しずつ積み重ね、地域に戻っていく準備ができる環境を作る。何より計画を立てる側が、社会資源や事業所の機能と役割を知っていなければ、利用者と話し合うこともできない。

○ モニタリングについて

計画を立てるときは、利用者のことをよく考えるが、でき上がると安心してしまって実行できないことがある。計画の内容や情報を関係機関で共有し合い実行、振り返りを行う。城陽市の障害福祉サービス利用者は、約 600 人。これからは全員の計画作成、モニタリングをすることになる。そのため、年 1 回集まって各事業所のケースを取り上げるとか、各事業所が関係機関を徴収し、課題のあるケースを振り返るなどの方法を考えなければならない。ケースは絡んでくると振り返りやモニタリングを細かくしなければ余計に困難になってくる。

○ サービス利用計画書について

サービス利用計画書は、障害福祉サービスだけでなく、利用者の生活全般を見る計画。どこの事

業所が計画を立てるのかという問題は出て来る。また、自分のところが立てた計画を他の事業所がモニタリングに入り指摘をする。そのことについては、客観的に指摘があっても、それについて話し合える場にしなければならない。

魅力のあるサービス利用計画書でなければ、利用者は意欲がもてない。個々の計画書の中に『きらりと光るもの』が盛り込まれていなければ、利用者の気持ちは乗らず、支援は進まない。そのような計画にするには、利用者のことをよく見ていなければできない。利用者にとっても支援者にとっても『きらりと光る計画書』となるように作成しなければならない。